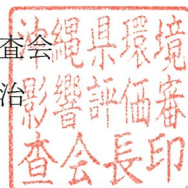




環 評 審 第 34 号
令和元年 12 月 19 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



平成 30 年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

令和元年 8 月 23 日付け沖縄県諮問環第 9 号で諮問のあったみだしのことについて、別添
のとおり答申します。



平成30年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 沖縄県環境影響評価審査会現地調査（令和元年8月27日実施）で確認した内容について

(1) 宮古島側法面植栽について

宮古島側橋詰広場付近の法面において、モクマオウの生育を多数確認した。事業者は平成29年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）で知事が求めた「法面に生育しているモクマオウの除去」を実施しているが、いまだ生育が確認されている。法面に生育しているモクマオウは、倒木による通行車両への影響が懸念されることから、これまで以上にモクマオウの除去に努めさせること。

(2) 植栽樹木の維持管理について

伊良部島側取付橋梁部の海岸林において、植栽したハスノハギリの生育不良が確認されたことから、ハスノハギリの良好な生育のため、維持管理に努めさせること。

(3) 砂浜の浸食対策について

伊良部島側取付橋梁部南側において、海岸林再生のための植栽箇所付近の砂浜が浸食されていることを確認した。

砂浜の浸食については、平成30年度に実施した現地調査においても確認されており、前回の環境保全措置要求で知事は「さらに砂浜の浸食が進めば、海岸林の再生に影響を及ぼすおそれがあることから、これ以上浸食が進まないよう早期に浸食対策を実施する」よう求めていることから、浸食対策を早期に実施させること。また、工法の選定に当たっては、海浜植生に配慮した工法とさせること。

2 海域地形について

海域地形について、事業者は前回の環境保全措置要求で知事が求めた「長山の浜全体の保全のあり方について再度評価」を実施し、「長山の浜の地形の状況は、全範囲において安定し、南側は当時の想定通りに推移しており、北側は砂浜の改変終了直後より変化がみられない」としている。

しかしながら、供用後、北側の汀線位置（H. W. L. 位置）は変化しており、砂浜が後退している状態となっている。

については、海域地形の調査を継続させるとともに、北側の砂浜が後退している原因を考察させ、事業の影響により今後も北側の砂浜が後退する場合は、北側の砂浜の環境保全措置を検討させること。

3 ウミガメ類について

長山の浜北側のウミガメ類の産卵場機能については、前回の環境保全措置要求で「砂浜が安定していない状況では、ウミガメ類の産卵場機能に影響が生じるおそれがあるため、ウミガメ類の調査を継続すること」を知事が求めているが、事業者は、「取付部以北の範囲については、平成27～29年度に上陸及びボディーピットが、平成29年度には稚ガメの孵化・脱出が確認」されたことから、「ウミガメ類の産卵場の機能としての砂浜生態系は維持されている」と考えるとしている。

しかしながら、長山の浜北側は、供用後、砂浜が後退している状態となっており、今後も砂浜が後退する場合は産卵場機能への影響が懸念される。

については、ウミガメ類の調査を継続させるとともに、長山の浜北側の砂浜が後退する場合は産卵場機能への影響を考察させ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討させること。

4 宮古島側取付道路について

伊良部大橋は、宮古島の主要観光地として多くの観光客が訪れていることから、伊良部大橋周辺は景観への配慮が必要であると考え。県では、沖縄の重要な観光資源である自然環境や沖縄らしさを感じる風景・景観を形成すること等を目的として、主要観光地へのアクセス道路にプランターの設置や花の植付を行う「沖縄フラワークリエイション事業」を実施していることから、伊良部大橋の取付道路を当該事業の対象路線に追加することについて、関係機関と調整させ、伊良部大橋周辺の景観に配慮するよう努めさせること。